

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 2 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和26年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休職の効果) 第 3 条 [略] 2～4 [略]	(休職の効果) 第 3 条 [略] 2～4 [略] <u>5 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「3年」とあるのは、「法第22条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例（昭和26年岩手県条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(減給の効果) 第 4 条 減給は、1 日以上 6 月（警察官にあっては、1 年）以下の期間、給料の月額（教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額の 10 分の 1（警察官にあっては、5 分の 1）以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第 4 条 減給は、1 日以上 6 月（警察官にあっては、1 年）以下の期間、給料の月額（教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額 <u>（法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、報酬（会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第 6 号）第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定による報酬に限る。）の額）</u> の 10 分の 1（警察官にあっては、5 分の 1）以下を減ずるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県職員定数条例の一部改正)

第3条 岩手県職員定数条例（昭和27年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含むものとする。</p> <p>(1) 県立学校に勤務する教員及び県費負担教職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第2項</u>の規定に基づき臨時的に任用されたもの</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含むものとする。</p> <p>(1) 県立学校に勤務する教員及び県費負担教職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の3第1項</u>の規定に基づき臨時的に任用されたもの</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条の2 [略]</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条の2 [略]</p> <p><u>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）に限る。）で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条</u></p>

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2 [略]

3 職員(臨時的に任用された者を除く。)が退職した場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 [略]

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。第2号及び第18条第2項において同

中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2 [略]

3 職員が退職した場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 [略]

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員(常時勤務に服することを要しない者(第1条の2第2項の規定により職員とみなされる者を除く。))を除く。以下同じ。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第

じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1)～(7) [略]

6～9 [略]

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第8条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員

2項に規定する基準をいう。第2号及び第18条第2項において同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1)～(7) [略]

6～9 [略]

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第1条の2第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第1条の2第2項に規定する者以外の第2号会計年度任用職員のうち、同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第1条の2第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第8条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員

となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、前条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

(1)～(6) [略]

4 [略]

5 休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

(失業者の退職手当)

第10条 [略]

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員であったことがある者については、当該職員であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

となった者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第7条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

(1)～(6) [略]

4 [略]

5 休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

(失業者の退職手当)

第10条 [略]

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（4箇月以内の期間を定めて任用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において

<p>(1) 当該勤続期間又は当該職員であった期間に係る職員となった日の直前の職員でなくなった日が当該職員となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員でなくなった日前の職員であった期間</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る職員となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員であった期間</p> <p>3～17 [略]</p> <p><u>(臨時的に任用された者に対する退職手当の不支給)</u></p> <p>第19条 一般の退職手当は、<u>臨時的に任用された者には、支給しない。</u></p>	<p><u>「職員等」という。）</u>であったことがある者については、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>全ての期間</u>を除く。</p> <p>(1) 当該勤続期間又は当該職員等であった期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であった期間</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間</p> <p>3～17 [略]</p> <p>第19条 削除</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) (4)・(5) [略] 3 [略]	(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事 委員会規則で定める職員を除く。) (4)・(5) [略] 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員 (臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次 に掲げる事項とする。 (1)～(11) [略]	(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員 (臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2 号に掲げる職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、平成32年4月1日から施行する。
- 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第1条の2第2項の規定により職員とみなされる者以外の常時勤務に服することを要しない者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。）の新条例第1条の2第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金

額とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける者に対する新条例第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。